

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年2月17日

杉並区長 田 中 良

杉並区条例第1号

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例

杉並区議会委員会条例（昭和31年杉並区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第12条の2 委員長（第7条の委員会にあつては、議長。次項において同じ。）

は、自然災害等の発生、重大な感染症の流行等やむを得ない理由により委員会を開会する場所に委員を招集することが困難である等と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開会することができる。

2 オンラインにより委員会に出席することを希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインにより委員会に出席した委員は、次条、第14条第1項及び第29条第1項第3号に規定する出席委員とする。

4 前3項に規定するもののほか、オンラインを活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第19条に次のただし書きを加える。

ただし、オンラインを活用して開会する委員会については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p><u>(委員会の開会方法の特例)</u></p> <p><u>第12条の2 委員長（第7条の委員会にあつては、議長。次項において同じ。）は、自然災害等の発生、重大な感染症の流行等やむを得ない理由により委員会を開会する場所に委員を招集することが困難である等と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開会することができる。</u></p> <p><u>2 オンラインにより委員会に出席することを希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 オンラインにより委員会に出席した委員は、次条、第14条第1項及び第29条第1項第3号に規定する出席委員とする。</u></p> <p><u>4 前3項に規定するもののほか、オンラインを活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(秘密会)</p>	<p>(秘密会)</p>
<p>第19条 委員会は、その議決で秘密会</p>	<p>第19条 委員会は、その議決で秘密会</p>

とすることができる。ただし、オンラインを活用して開会する委員会については、この限りでない。

とすることができる。 _____

